



“ 長 浜 で  
な かな か、  
い い 暮 ら し  
を 始 め よ う ！ ”

最 大

1 5 0  
万 円

サポ-ト！

な かな か、い い 暮 ら し 応 援 補 助 金 と は ？



最大**150**万円の補助で子育て世帯、若者夫婦世帯の  
住宅新築・購入や、中古住宅のリフォームを応援！



※市内に本店を有する法人又は市内に住民登録を有し、  
市内で事業を営む個人事業者が行うものに限定

● 基本額：30万円

● 加算額：最大120万円

- 子育て世帯 30万円  
- 市外からの転入 30万円

- 住宅用地取得 30万円  
- 空き家活用・建替え 30万円

● 対象者：子育て世帯 (18歳未満のこどもを扶養する方)  
若者夫婦世帯 (夫婦のいずれかが39歳以下の方)

【問い合わせ】

長浜市住宅課 住まい政策係

TEL : 0749-65-6533

mail : jutaku@city.nagahama.lg.jp

詳細はこちらをご覧ください  
電子申請が可能です！



## (共通)補助対象者

次の(1)～(6)を全て満たす方が対象です。

- (1)交付申請書の提出の日及び実績報告書の提出の日において子ども(交付申請日に属する年度の4月1日において18歳未満の者であって、胎児を含む。)を扶養する世帯または若者夫婦世帯(令和8年4月1日において夫婦(パートナーシップ宣誓者含む)のいずれかが39歳以下であって、交付申請の時点で婚姻している世帯)に属していること
- (2)「補助対象住宅」に、(1)の世帯で同居すること
- (3)本市に居住するために、下段に記載する「新築支援事業」または「リフォーム支援事業」のいずれかを実施すること
- (4)各事業ごとの「補助対象者」の要件をすべて満たすこと
- (5)補助金の交付を受けた日から5年を超えて補助対象住宅に居住すること
- (6)外国人である場合は、日本国に永住権を有していること

※ 次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、補助対象外です。

- (1)補助対象住宅の居住部分が、自己の居住の用以外に供されている場合
- (2)補助対象住宅の居住者に、市税等を滞納している者がいる場合
- (3)補助対象住宅の居住者に、暴力団員がいる場合
- (4)補助対象住宅の居住者に、過去に当該補助金、長浜市定住住宅改修促進事業助成金、長浜市子ども若者住宅新築支援事業補助金、長浜市子ども若者次世代住宅新築補助金、ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金の交付決定を受けた者がいる場合

## 住宅を新築・新規購入される方(新築支援事業)

### 新築補助対象者

- (1)新築支援事業を実施すること。
- (2)実績報告書の提出の日までに、補助対象住宅に転入又は転居すること。
- (3)補助対象住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が2分の1以上であって、1人が共有者の同意を得て代表で申請すること。

### 補助対象住宅

- (1)次のいずれかに該当する住宅であること。ただし、令和10年2月末日までに建築又は購入が完了するものに限る。
  - ア 令和8年4月1日以降に申請者と市内事業者によって工事請負契約書が締結された注文住宅
  - イ 令和8年4月1日以降に申請者と市内事業者によって売買契約が締結され、契約時点で築1年を経過していない新築分譲住宅
- (2)実績報告書の提出日に補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在すること。
- (3)補助対象住宅を共有する場合は、補助対象となる子育て世帯又は若者夫婦世帯の持分が2分の1以上であること。
- (4)令和10年2月末日までに引渡しを受け、所有権保存又は所有権移転の登記が完了すること

### 補助金額

基本額	…30万円	補助上限額	…最大150万円
加算額	…次のいずれかに該当するときは、各30万円 最大120万円を加算		
加算対象	…ア	補助対象者が子育て世帯に属する場合	30万円
	イ	補助対象者が転入世帯に属する場合	30万円
	ウ	住宅用地加算に該当する場合	30万円
	エ	建替え加算に該当する場合	30万円

### 補助対象経費

500万円以上の補助対象住宅の建築・購入に要する費用

### 交付申請書の提出時期

工事請負契約(または売買契約)の締結日  
～令和9年3月15日まで

## 購入・相続した中古住宅等をリフォームされる方(リフォーム支援事業)

### リフォーム補助対象者

- (1)リフォーム支援事業を実施すること。
- (2)交付申請の日前1年以内から、実績報告書の提出の日までに、補助対象住宅に転入又は転居すること。
- (3)補助対象住宅の所有者が異なる場合は、補助対象工事の実施について所有者の同意を得た上で申請できること。

### 補助対象住宅

- (1)築1年以上の住宅であること。
- (2)次のいずれかに該当する住宅であること。
  - ア 申請者が交付申請書の提出の日前1年以内に購入又は受贈をした住宅
  - イ 3親等以内の親族が所有する住宅又は相続により取得した住宅
- (3)市内事業者により施工される次のいずれかの住宅であること。
  - ア 令和8年4月1日以降に申請者と市内事業者によって契約が締結され、交付決定を受けた日以後に改修工事が着手される中古住宅
  - イ 令和8年4月1日以降に申請者と市内事業者によって契約が締結され交付決定を受けた日以後に改修工事が着手される実家等(3親等以内の親族が所有する住宅又は相続により取得した住宅をいう。)
- (4)実績報告書の提出時点で、補助対象者及びその世帯員の住民票の住所地に存在すること。
- (5)令和10年2月末日までに工事が完了し、引渡しをうけること。

### 補助対象経費

- (1)補助対象工事に要する費用(住宅以外の部分と一体的に行う屋根、外壁等の工事にあつては、全体の工事費用の額に、住宅の床面積を建築物全体の床面積で除して得た値を乗じて得た額とし、複数の工事を行う場合は、その合計の額。消費税及び地方消費税相当額は含まない。)が100万円以上であること。
- (2)次に掲げる工事は、補助の対象としない。
  - ア 住宅に附属していない車庫や物置等の工事
  - イ 併用住宅の居住以外の部分の改修工事
  - ウ 家電製品(エアコンを除く。)、カーテン、家具、調度品等の設置工事
  - エ 外構工事
  - オ 住宅改修を伴わない住宅の解体又は除却工事
  - カ 申請者が直接行う工事
  - キ 交付決定を受ける前に着工した工事
  - ク 建築基準法その他の法令に違反する工事及び公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事

### 補助金額

基本額	…補助対象経費(税抜額)の10%		
基本上限額	…30万円	補助上限額	…最大150万円
上限加算額	…次のいずれかに該当するときは、各30万円 最大120万円を上限額に加算		
加算対象	…ア	補助対象者が子育て世帯に属する場合	30万円
	イ	補助対象者が転入世帯に属する場合	30万円
	ウ	住宅用地加算に該当する場合	30万円
	エ	空家等活用加算に該当する場合	30万円

※補助対象経費(税抜額)の10%と基本額に加算額を加えた額のいずれかの低い額が補助金額となります。

### 交付申請書の提出時期

補助対象工事の工事請負契約の締結後かつ工事着工前  
～令和9年3月15日まで